

## 第1号議案—9

### 広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会 訓令の一部改正について

広島県立高等学校学則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和2年3月16日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

#### 1 提案要旨

民法（明治29年法律第89号）の一部改正（令和2年4月1日施行）により、極度額の定めのない個人根保証契約が無効となることに伴い、広島県立高等学校学則の一部を改正する。

#### 2 改正内容

高等学校に入学を許可された者が提出する誓約書の内容に個人根保証契約が含まれている場合の取扱いの整理

#### 3 規則案

別紙のとおり

#### 4 施行期日

令和2年4月1日

広島県教育委員会規則第 号

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則

広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入学手続及び入学許可) 第十五条 (略) 2・3 (略) 4 入学を許可された者が高等学校専攻科に入学を許可された者である場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、保護者及び保証人（保護者以外の成年の者で、原則として広島県の区域内に住所を有し、かつ、独立の生計を営むものに限る。以下この条において同じ。）が連署する誓約書（入学を許可された者が成年の場合は、保護者の誓約書。以下この条において同じ。）を校長に提出しなければならない。</p> <p>一―三 (略) 5 (略)</p>	<p>(入学手続及び入学許可) 第十五条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定にかかわらず、入学を許可された者が高等学校専攻科に入学を許可された者である場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>前項の誓約書に代えて</u>、保護者及び保証人（保護者以外の成年の者で、原則として広島県の区域内に住所を有し、かつ、独立の生計を営むものに限る。以下この条において同じ。）が連署する誓約書（入学を許可された者が成年の場合は、保護者の誓約書。以下この条において同じ。）を校長に提出しなければならない。</p> <p>一―三 (略) 5 (略)</p>

附 則

この教育委員会規則は、令和二年四月一日から施行する。

○ 民法(明治二十九年法律第八十九号)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第二目 個人根保証契約</p> <p>(個人根保証契約の保証人の責任等)</p> <p>第四百六十五条の二 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(以下「根保証契約」という。)であつて保証人が法人でないもの(以下「個人根保証契約」という。)の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる<u>全て</u>のもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。</p> <p>2 <u>個人根保証契約</u>は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、<u>個人根保証契約</u>における第一項に規定する極度額の定めについて準用する。</p>	<p style="text-align: center;">第二目 貸金等根保証契約</p> <p>(貸金等根保証契約の保証人の責任等)</p> <p>第四百六十五条の二 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(以下「根保証契約」という。)であつてその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによつて負担する債務(以下「<u>貸金等債務</u>」という。)が含まれるもの(保証人が法人であるものを除く。以下「<u>貸金等根保証契約</u>」という。)の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる<u>すべて</u>のもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。</p> <p>2 <u>貸金等根保証契約</u>は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、<u>貸金等根保証契約</u>における第一項に規定する極度額の定めについて準用する。</p>

誓 約 書

生徒 氏名

上記の者の在学中における保護者として負うべき責任は、私が引き受けます。

令和 年 月 日

広島県立 高等学校長様

保護者住 所

氏 名



生徒との続柄(又は関係)

誓 約 書

生徒 氏名

上記の者の在学中における保護者として負うべき責任は、私が引き受けます。

平成 年 月 日

広島県立 高等学校長 氏 名様

保護者住 所

氏 名



生徒との続柄(又は関係)

## 誓 約 書

生徒 氏名

この生徒に係る授業料の納付の責任は、保護者及び保証人が引き受けます。  
また、保護者は、この生徒と連帯して授業料を納付します。

令和 年 月 日

様

保護者住 所

氏 名

印

生徒との続柄(又は関係)

保証人住 所

氏 名

印

生徒との続柄(又は関係)

## 誓 約 書

生徒 氏名

この生徒に係る授業料の納付その他一切の責任は、保護者及び保証人が引き受けま  
す。

また、保護者は、この生徒と連帯して授業料を納付します。

平成 年 月 日

広島県立 高等学校長 氏 名様

保護者住 所

氏 名

印

生徒との続柄(又は関係)

保証人住 所

氏 名

印

生徒との続柄(又は関係)

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○広島県立高等学校学則 昭和二十八年六月二十三日教育委員会規則第四号 (入学手続及び入学許可) 第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 入学を許可された者は、入学許可の日から十日以内に、宣誓書、保護者の誓約書、住民票記載事項証明書等を校長に提出しなければならない。</p> <p>4 入学を許可された者が高等学校専攻科に入学を許可された者である場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、保護者及び保証人(保護者以外の成年の者で、原則として広島県の区域内に住所を有し、かつ、独立の生計を営むものに限る。以下この条において同じ。)が連署する誓約書(入学を許可された者が成年の場合は、保護者の誓約書。以下この条において同じ。)を校長に提出しなければならない。</p> <p>一 高等学校を卒業した生徒</p> <p>二 高等学校に在学した期間が通算して三年(定時制の課程は四年)を超える生徒(留学若しくは休学又は病気療養による欠席その他のやむを得ない事由として教育長が別に定める事由により三年(定時制の課程は四年)を超える生徒を除く。)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、教育長が別に定める生徒</p> <p>5 入学を許可された者(前項に定める場合を除く。)は、保護者及び保証人が連署する誓約書を校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>○広島県立高等学校学則 昭和二十八年六月二十三日教育委員会規則第四号 (入学手続及び入学許可) 第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 入学を許可された者は、入学許可の日から十日以内に、宣誓書、保護者の誓約書、住民票記載事項証明書等を校長に提出しなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、入学を許可された者が高等学校専攻科に入学を許可された者である場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の誓約書に代えて、保護者及び保証人(保護者以外の成年の者で、原則として広島県の区域内に住所を有し、かつ、独立の生計を営むものに限る。以下この条において同じ。)が連署する誓約書(入学を許可された者が成年の場合は、保護者の誓約書。以下この条において同じ。)を校長に提出しなければならない。</p> <p>一 高等学校を卒業した生徒</p> <p>二 高等学校に在学した期間が通算して三年(定時制の課程は四年)を超える生徒(留学若しくは休学又は病気療養による欠席その他のやむを得ない事由として教育長が別に定める事由により三年(定時制の課程は四年)を超える生徒を除く。)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、教育長が別に定める生徒</p> <p>5 入学を許可された者(前項に定める場合を除く。)は、保護者及び保証人が連署する誓約書を校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</p>